

平成31年度沖縄県立高等特別支援学校入学者選抜実施要項 の実施に関し、教育長が定める事項等について

1 一般入学

(1) 出願期間

ア 入学志願書の受付日は、平成30年11月20日（火）、11月21日（水）の2日間とする。

※ 志願者は、志願する高等特別支援学校において10月末日までに志願前相談を受けるものとする。（志願変更及び第2次募集についても同じ。）

イ 受付時間は、11月20日（火）は午前9時から午後5時までとし、11月21日（水）は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 高等特別支援学校長は、受付締め切り後、受付状況を11月21日（水）午後5時までに沖縄県教育庁県立学校教育課へ電話等で報告し、後に志願状況・名簿を提出するものとする。

(FAX 098-866-2718 / 電話 098-866-2715)

(2) 志願変更及び手続

ア 志願変更の日程

(ア) 各沖縄県立高等特別支援学校ごとの志願者数及び志願倍率については、沖縄県教育庁県立学校教育課において平成30年11月21日（水）に発表し、入学志願変更後受付状況については12月6日（木）に発表する。

(イ) 志願変更申し出期間

平成30年11月27日（火）及び11月28日（水）の2日間とする。

(ウ) 入学志願書取り下げ及び再提出期間

平成30年12月5日（水）及び12月6日（木）の2日間とする。

※ 志願者は、志願する高等特別支援学校において10月末日までに志願前相談を受けるものとする。

(エ) 前記(イ)の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。また、前記(ウ)の受付時間は、12月5日（水）は午前9時から午後5時までとし、12月6日（木）は、午前9時から午後4時までとする。

(オ) 各沖縄県立高等特別支援学校長は、受付締切後、受付状況を平成30年12月6日（木）午後5時までに県教育庁県立学校教育課へ電話等で報告し、後に志願状況・名簿を提出するものとする。

(FAX 098-866-2718 / 電話 098-866-2715)

(3) 学力検査等の期日

ア 期日

学力検査等は、平成31年1月16日（水）及び1月17日（木）に行う。

(4) 合格発表

ア 平成31年1月22日（火）午前9時に志願先校で発表（掲示）する。

イ 沖縄県立高等特別支援学校長は、合格者決定後、速やかに合格者名簿を沖縄県教育庁県立学校教育課へ電話等で報告し、後に当該名簿を提出するものとする。

(FAX 098-866-2718 / 電話 098-866-2715)

(5) 選抜結果の通知及び入学の確約

- ア 沖縄県立高等特別支援学校長は選抜の結果について、選抜結果の通知書（第6号様式）により中学校長を通じて本人に通知する。
- イ 入学確約書(第7号様式)は、中学校長を経由して平成31年1月25日（金）までに志願先学校長に提出しなければならない。
- ウ 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校、特別支援学校高等部に出願してはならない。

2 第2次募集

(1) 出願期間

- ア 第2次募集の出願期間は、平成31年1月28日（月）及び1月29日（火）の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先沖縄県立高等特別支援学校が特別の事情があると認めた場合は、その限りではない。
- ※ 志願者は、志願する高等特別支援学校において10月末日までに志願前相談を受けるものとする。
- イ 受付時間は、1月28日（月）は午前9時から午後5時までとし、1月29日（火）は、午前9時から午後4時までとする。
- ウ 沖縄県立高等特別支援学校長は、受付締め切り後受付状況を平成31年1月29日（火）午後5時までに県教育庁県立学校教育課へ電話等で報告し、後に志願状況・名簿を提出するものとする。

(FAX 098-866-2718 / 電話 098-866-2715)

(3) 面接等の期日

- ア 期 日
面接等は、平成31年1月30日（水）に行う。

(3) 合格発表

- ア 平成31年2月1日（金）午前9時に志願先校で発表（掲示）する。
- イ 沖縄県立高等特別支援学校長は、合格者決定後、速やかに合格者名簿を沖縄県教育庁県立学校教育課へ電話等で報告し、後に当該名簿を提出するものとする。

(FAX 098-866-2718 / 電話 098-866-2715)

(4) 選抜結果の通知及び入学の確約

- ア 沖縄県立高等特別支援学校長は選抜の結果について、選抜結果の通知書（第6号様式）により中学校長を通じて本人に通知する。
- イ 入学確約書(第7号様式)は、中学校長を経由して平成31年2月5日（火）までに志願先学校長に提出しなければならない。
- ウ 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校、特別支援学校高等部に出願してはならない。